

希望制指名競争入札実施要綱

平成21年5月11日
公社要綱第20号

改正 平成24年 1月 1日 公社要綱第 2号 (い) 平成25年 3月29日 公社要綱第11号 (ろ)
平成27年 3月31日 公社要綱第10号 (は) 令和 3年 3月25日 公社要綱第 4号 (に)
令和 7年 7月30日 公社要綱第13号 (ほ)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が発注する工事等の入札に当たり、東京都住宅供給公社契約規程（以下「契約規程」という。）第25条第1項ただし書きに規定する希望制指名競争入札の実施について、契約規程、工事請負事業者選定要綱、東京都住宅供給公社競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱等に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。 (ろ) (に) (ほ)

(対象工事等)

第2条 希望制指名競争入札の対象は、予定価格が400万円以上の工事請負契約若しくは委託契約又は150万円以上の物件の購入若しくは役務の提供（以下「対象工事等」という。）であって、公表により指定したものとする。 (に) (ほ)

(入札参加資格)

第3条 希望制指名競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 対象工事等ごとに指定した業種に公社の建設工事等競争入札参加資格登録があること。
- 二 契約規程第5条の規定に該当していないこと。
- 三 東京都住宅供給公社暴力団等排除措置要綱の排除措置対象者に該当していないこと。

(い)

四 参加希望申請を行う時点で、東京都住宅供給公社競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。 (い) (ろ) (ほ)

五 前各号に掲げるもののほか、対象工事等ごとに公表する資格要件を満たしていること。 (い)

(入札参加制限等)

第4条 希望制指名競争入札に付す場合は、原則として、同日公表の他の同一業種案件との重複申込みを制限する。

- 2 希望制指名競争入札においては、別に指定した場合を除き、工事請負事業者選定要綱第5条第1項第3号の規定による指名の制限を行わない。(13)

(公表事項等)

第5条 希望制指名競争入札に付す場合は、対象工事等について、件名及び概要、履行期間、資格要件、第4条第1項の制限の有無、希望申請受付期間、入札又は開札日等をその都度公表する。

- 2 公表は、公社ホームページへの掲載により行う。
- 3 公表の期間は、原則として5日間とする。ただし、再度の公表を行う場合及び契約担当者が特に必要と認める場合は、期間を延長し、又は短縮することができる。
- 4 電子入札の執行に当たっては、電子入札運用基準の規定を適用する。

(希望申請等受付及び期間)

第6条 希望制指名競争入札に参加しようとする者は、次により申請しなければならない。

- 一 電子入札による場合は、希望申請受付期間内に電子入札システムにより申請する。
- 二 電子入札によらない入札の場合は、別に指定した場合を除き、希望申請受付期間内に工事希望票兼予定監理技術者等調書（建設共同企業体の場合は建設工事共同請負入札参加資格審査申請書）又は委託希望票兼予定主任技術者等調書を公表により指定された場所及び方法により提出する。(14) (15)
- 三 前各号により申請する場合、対象工事等ごとに公表する資格要件に該当することを証する書類の提出が求められている場合は、別に指定した場合を除き、公表により指定された場所及び方法によりあわせて提出する。(16)

- 2 前項の希望申請受付期間は、別に指定した場合を除き、前条第3項の期間と同一とする。

(審査及び指名)

第7条 公社は、前条第1項の規定による申請があった場合は、第3条第1項各号に規定する入札参加資格、第4条第1項の制限を設定した場合における重複申込みの有無について審査し、入札参加者を指名する。

- 2 希望制指名競争入札に付す場合の指名するものの数は、原則として制限しない。ただし、落札した者がいないときは、原則として再度の公表を行うこととし、この場合、契約規程第25条第3項の規定は適用しない。

(入札参加者への通知)

第8条 前条に基づく指名は、電子入札による場合は、電子入札システムにより、また、電子入札によらない入札の場合は、指名競争入札通知書により通知する。

(設計図書等)

第9条 前条に基づき入札参加者として指名された者は、入札参加の有無にかかわらず、公社が指定した方法で設計図書等を取得しなければならない。^(ほ)

(入札の無効)

第10条 第8条による通知をした後に、入札参加者が次の各号の一に該当することとなった場合は、当該入札参加者の入札を無効とし、指名停止等の措置を講じることができる。

- 一 契約規程第5条の規定に該当するに至ったとき。
- 二 第3条の規定により提出のあった書類に虚偽のあることが明らかになったとき。
- 三 公社から、新たに工事請負事業者選定要綱第5条に基づく指名の制限（指名停止を含む。）の措置を受けたとき。^{(は) (ほ)}
- 四 対象工事等の設計図書等を取得しなかったとき。

(入札の延期又は中止)

第11条 入札を公正に執行することができないと認められる場合、又は不正行為の疑いがある場合には、入札を延期し、又は中止することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、特別な事情により入札を執行することが困難と認められる場合は、入札を中止することができる。

(異議の申立て)

第12条 入札に参加した者は、入札後、契約規程及びこの要綱並びに工事請負契約等約款、仕様書及び設計図書等についての解釈又は不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

附 則^(い)

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則^(ろ)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則^(は)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則^(に)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則^(ほ)

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。